

は一となび



2021年6月8日発行

一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802 TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zik.or.ip

"介護サービス利用者負担を原則2割へ"財政審提言ケアプラン有料化・老健等の多床室 室料の見直しも

財政健全化に向けた施策を提言する財政制度等審議会(財政審)が、報告書を財務大臣に提出しました。報告書は、社会保障費用関係費の抑制にむけて、介護保険の自己負担割合について、現在およそ90%の利用者が1割となっているところを"原則2割負担"とするよう提言しています。

現行の介護保険制度において、介護サービスの自己負担額は、利用者の所得に応じてサービス料総額の 1 割~3割とされていますが、実際は前述のように大多数が 1 割負担となっています。これを 2 割負担対象者を増やすことによって、近年上昇傾向にある保険料の上げ幅を圧縮することができ、介護保険制度の持続可能性が高まるというのが財政審の主張です。

財政審はこの他にも、居宅介護支援のケアマネジメント(ケアマネジャーによるケアプラン作成)に利用者負担を導入すべきだとしています。現在ケアプランの作成は10割給

付(自己負担なし)となっていますが、報告書には「他のサービスに自己負担があることも踏まえれば自己負担の導入は当然」として2024年度からのケアプラン有料化が明記されています。

また、介護老人保健施設(老健)、介護医療院ならびに介護療養病床の多床室について、自己負担の見直しを行うよう主張しています。老健や介護医療院では、個室の場合、利用者は室料・食費・光熱水費については全額自己負担となります。一方多床室では食費・光熱水費のみが全額自己負担となっており、財政審は、多床室についても室料を全額自己負担とするよう見直しを求めています。

報告書の内容は、今年度の政府の「骨太方針」の骨子案に反映される見通しです。上記の提案内容はいずれも次の介護保険制度見直し(2024年度改定)にむけた議論において、焦点となるものと考えられます。

《トピックス》

新型コロナワクチン 接種後の運転制限はないが数日は体調変化に注意

ワクチン接種後の運転に関する国土交通 省・厚生労働省の情報をお伝えします。

新型コロナウイルスのワクチン接種が各地で始まり、運転ボランティアの方で接種さ

れる方も今後増えると考えられますが、まず、 接種後に自動車の運転が制限されることは 基本的にありません。ただし、ワクチン接種 後には、接種部位に痛みが強く出たり、発熱 や頭痛、倦怠感などの症状、いわゆる副反応 が生じることがあります。厚生労働省では、 ワクチンを接種した後の体調が良好であれば、接種当日も運転は可能としていますが、 体調に不安がある場合は運転を控えること が大切であるとしています。

国土交通省では、接種後、運転中に体調の 異変を感じた場合には、無理に運転を継続することはやめるよう注意喚起しています。特 に副反応があらわれやすいとされる接種後 1~2日の間は、体調変化に運転者本人と事 業所、双方が注意してほしいとしています。 事業所には、接種後の運転ボランティアがいる場合、点呼時に特に体調確認を行うことが 望まれます。

接種後の注意点や副反応の主な症状などは、厚生労働省のWEBページに掲載されていますので、以下サイトをご確認ください。【参考】厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/vaccine_00184.html

住民・ボランティアによる移送活動 休止理由 ドライバー不足が約 54%

全国の自家用有償旅客運送団体等でつくる NPO 法人全国移動サービスネットワークが 2021 年度に行った「住民参加による移動サービスの創出・発展と高齢者に及ぼす効果に関する調査研究」より、移送団体の休止の背景にドライバー不足があると考えられる結果が発表されました。

調査結果によると、移送活動を休止した 団体の54%が「ドライバーが確保できな くなったこと」を休止理由として回答して おり、これが最も多い休止理由となってい ます。ドライバーの安定的確保は多くの団 体が従来から抱える課題ですが、休止の直 接理由となっていることが調査により明ら かになりました。

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてのお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院 介護支援事業「活動状況報告書」の提出に ご協力いただき、ありがとうございます。 現在全腎協事務局では昨年度の送迎実績に ついての集計を行っております。昨年度分 の報告書について未提出のものがございま す場合は、お早めにご提出ください。

■気象情報の活用・降水量と運転について

悪天候下での送迎活動について、実施・中止の判断には気象情報の降水量「1時間にOOmm以上の雨」が目安の一つとなります。

気象庁によると、気象用語で「非常に激しい雨」と呼ばれる一時間降水量 50mm 以上の雨天における運転は危険とされており、送迎活動を行うことは不適切と考えられます。 "どしゃ降り"に相当する一時間降水量 20mm の雨であっても、ワイパーを速くしていても視界が不良となります。 さらに30mm を超えると道路が川のようになり、高速走行中に車輪と路面の間に水膜が出来、ブレーキやハンドルが効かなくなるハイドロプレーニング現象が発生するようになります。ちなみに20~30mm の雨は気象用語で「強い雨」、30~50mm の雨は「激しい雨」と呼ばれます。

梅雨の季節の到来とともに、今年もすでに 各地で大雨が観測されています。気象情報を 有効活用して、大雨にそなえましょう。なお、 気象庁のリーフレットには雨・風の用語と実 際の影響について詳しい記載がありますの で、どうぞご参照ください。

【参考】気象庁リーフレット「雨と風 雨と 風の階級表」PDF:

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/amekaze/amekaze.pdf